

岩手県告示第 509 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 19 年 6 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 5 月 22 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐々木工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市山目字境 26 番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木より子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 923 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 5 月 22 日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 5 月 10 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 青柳建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町摺沢字荒屋敷 30 番地 6
 - ウ 代表者の氏名 小林正樹
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第 3395 号
 - (3) 処分の内容 大工工事業及び屋根工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 5 月 10 日付けで大工工事業及び屋根工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 5 月 17 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社阿部建設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市幸町 5 番 32 号
 - ウ 代表者の氏名 阿部富夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 6783 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 5 月 16 日付けで建築工事業、大工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 5 月 10 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 サトウ塗装工業
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市さくら通り五丁目 4 番 26 号
 - ウ 代表者の氏名 佐藤安弘
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第 6826 号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 4 月 27 日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成19年5月18日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社のぞみ商事
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市松尾町17番9号
- ウ 代表者の氏名 望月哲男
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第6836号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年5月18日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成19年5月17日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社五美関工業
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下太田田端4
- ウ 代表者の氏名 高橋初男
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第8104号
- (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年5月15日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成19年5月7日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社塚澤建設
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市田力第9地割116番地
- ウ 代表者の氏名 塚澤晋
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第8168号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年5月1日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成19年5月11日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 安本鉄工有限会社
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町西安庭柵平206
- ウ 代表者の氏名 安本康夫
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第8997号
- (3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年5月9日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成19年4月27日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 つばさ工業
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡葛巻町江刈第8地割23番地4
- ウ 代表者の氏名 田川原隆

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一18）第 9592 号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 4 月 24 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 19 年 5 月 15 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社イーハウス

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市月が丘一丁目 18 番 6 号

ウ 代表者の氏名 平野忠子

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一16）第 20056 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 5 月 14 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 19 年 5 月 11 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ピュアクラフト株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮字小幡 19 番地 8

ウ 代表者の氏名 岩淵睦生

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一18）第 20166 号

(3) 処分の内容 電気工事業、管工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 5 月 10 日付けで電気工事業、管工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成 19 年 5 月 17 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 盛岡市総合ビルダー協同組合

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮二丁目 11 番 8 号

ウ 代表者の氏名 大西英世

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一18）第 20477 号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 5 月 16 日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成 19 年 5 月 2 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 和山物産株式会社

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡岩泉町中里字田屋地 93 番地

ウ 代表者の氏名 和山謙一

エ 許可番号 岩手県知事許可（特一14）第 1769 号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 4 月 16 日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック

工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。